

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月6日(木)午後3時から午後3時58分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	7番	大木正俊	委員
8番	土屋玲子	委員	9番	佐藤和	委員
10番	石橋慎司	委員	11番	玉澤幸雄	委員
12番	高品文敬	委員	13番	鈴木茂	委員
14番	布施陽子	委員	15番	佐藤郁太郎	委員
16番	布施行雄	委員	17番	小林須美子	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
23番	宇野恵三郎	委員	24番	金城ハル子	委員
25番	土屋功	委員	26番	関口孝男	委員
27番	寺本利幸	委員	28番	江波戸和男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

6番 加瀬安男 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

22番 平山敏之 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 5件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局職員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年10月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1番椎名弘委員、2番滝田博司委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る10月4日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年9月22日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につ

きましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金城ハル子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番と3番について、審議・採決いたします。
金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番と3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号2番と3番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番と3番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度5次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番について、採決に入り

ます。

議案第1号利用権設定関係の番号2番と3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号2番と3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番と3番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番を除き、質疑を打ち切ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号2番と3番を除き、原案のと

おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番は、所有権移転に関する件であります。番号2番から6番までは、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から6番について議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番と3番は、議案第4号の番号4番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 2 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。
番号2番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。
番号3番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

2 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。
番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。
番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決すると共に、番号2番と3番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、当初事業計画者は議案書に記載のとおり平成21年に転用許可を受け、申請地に息子たちと同居するための住宅建築を計画しておりましたが、その後に状況が変わったことにより現在まで住宅建築が行われませんでした。今回の計画変更申請は、この後の議案第4号番号1の申請をするために手続き上必要なものとなっています。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、当初事業計画者は議案書記載のとおり農地転用許可を受け、息子たちと同居するための住宅を建築する予定でしたが、その後状況が変わったため現在まで申請地に住宅建築は行われませんでした。承継後の事業計画は、専用住宅として計画するもので、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑300㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、事務所、車庫作業所、資材置場及び駐車場用地として畑879㎡を譲り受け、宅地986.64㎡と一体して計画するものです。農地区分と転用目的な問題ないと考えます。なお、本件は申請地に30年以上前から住宅や車庫作業所が建っており、このことに関して譲渡人から始末書が提出されています。

番号3番について、専用住宅用地として畑626㎡の内328㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,284㎡の内

2.351㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、駐車場（70台）用地として田2,078㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、今後子供たちが小学校へ通学するための環境を考えた上で、申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、譲受人は山砂採取業を主とする会社で、現在は多古町水戸に事務所や駐車場、資材置場等の事業所を設け事業を行っていますが、現在の場所が成田空港の騒音下にあたる地域であることから、移転場所として申請地に事業所を設ける計画です。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

12番 　　番号3番について、譲受人夫婦は現在、妻の実家で生活していますが、今後妻の兄妹が実家に帰ってくる予定で同居が難しくなることもあり、申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、譲受人は、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分は、農用区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

3番 　　番号5番について、譲受人は自動車部品等のプレス加工業を主とする会社で、申請地の県道を挟んだ東側一帯に工場を5つ設け事業を行っています。従業員は199名おり、それらの駐車場については申請地の南側や工場の東側を利用していますが、交代勤務の際の駐車場が不足する他、現在申請地の県道を挟んだ東側の場所に6つめの工場を建築中で、今後も従業員の採用を予定することから、申請地に70台分の駐車場を設ける計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はない

と思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年10月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。